

令和6年4月11日

各介護保険事業所 管理者 様

(訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ除く)

高知県長寿社会課長

(公 印 省 略)

【重要 (期限延長)】令和6年4月1日算定の体制届の提出について

日ごろから高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

標記について、令和6年4月1日以降の追加項目のうち、「高齢者虐待防止措置実施の有無」、「業務継続計画策定の有無」については、体制届の提出がない場合は自動的に「減算型」となり減算が開始されます。令和6年4月1日時点で「高齢者虐待防止措置」及び「業務継続計画策定」について体制が整っている(減算要件には該当しない)が、まだ届出を行っていない介護サービス事業所については、令和6年4月15日(月)23:59まで提出期限を延長しますので、至急ご確認いただき、提出の必要がある事業所は、下記により提出してください。

記

1. 提出方法・様式について

- ・下記ホームページよりご確認ください。
- ・掲載場所：高知県長寿社会課 HP→事業者のみなさまへ→申請・届出→各種申請・届出等様式
→指定介護サービス事業者各種届出様式 →4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

2. 留意事項

- ・令和6年4月1日以降の追加項目のうち、「高齢者虐待防止措置実施の有無」、「業務継続計画策定の有無」については、体制届の提出がない場合は自動的に「減算型」になりますので、「有」の場合は必ず提出するようにしてください。
- ・令和6年4月2日以降にすでにご提出いただいている事業所については、審査過程で個別に確認いたします。

3. お問い合わせ方法

高知県長寿社会課ホームページ→事業者のみなさまへ→申請・届出→介護保険事業に関する問い合わせ方法について→リンク先の高知県電子申請サービスから

※電話が混み合っておりますので、高知県電子申請サービスからお問い合わせください。

本通知に関する問い合わせ先
高知県電子申請サービス【介護事業者向け】介護保険事業に関する問い合わせ
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9412